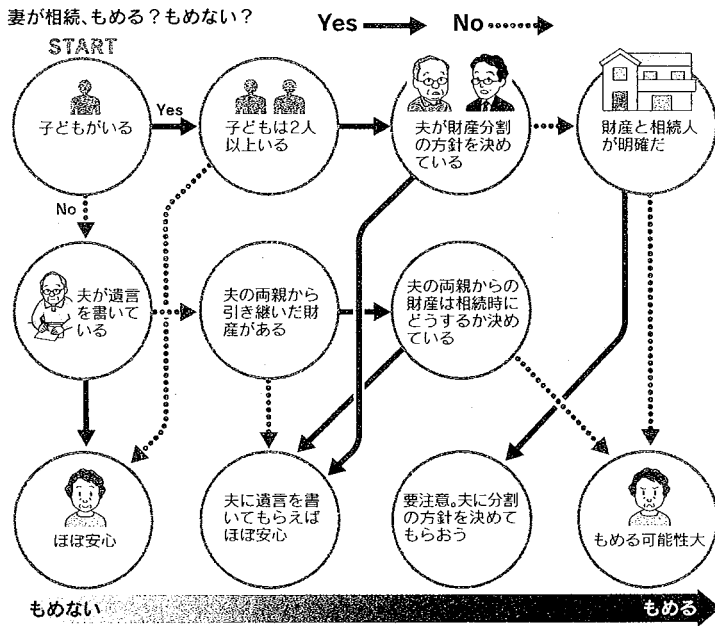


女性と 老後

夫が亡くなると妻(配偶者)は最大の相続人。しかし円滑に遺産を相続できるとは限らない。子どもがいなければ義理の両親や兄弟など夫の親族と分割協議をしなければならぬ。子どもがいても、子どもが相続者に不満を抱けば協議はもめかねない。そうした際に妻を守るのが夫の遺言書だ。妻が相続トラブルを乗り切るポイントをまとめた。

「夫の両親と財産の話をするのは大きな負担だった」。東京都内に住む30代のAさんはこう振り返る。金融機関に勤めていた30代の夫は数年前、病気で他界。遺産分割の対象として預貯金300万円が残された。法定相続人である義理の両親、Aさんの3人で協議したところ両親は預貯金全額をもらおうと主張。遺言書もなく夫を亡くして精神的につらかったAさんは両親の主張を受け入れ、分割対象外の生命保険金1000万円のみを得た。子どものいない夫婦のどちらかが亡くなると法定相続分は配偶者が3分の2、被相続人の両親が3分の1だ。両親が亡くなっている場合は妻が4分の3、被相続人の兄弟姉妹が4分の1となる。ただ法定相続人が全員合意すれば規定通りである必要はなく、Aさんの例がそれに当たる。「子どものいない夫婦で築いた財産が配偶者以外の人の手に渡るとは想像できないかもしれないが、現実にはよくあるケース」と税理士の

夫に遺言書いてもらおう



(注)税理士の飯塚美幸氏と板倉京氏の助言を基に作成

思い託す「付言」に親族納得

板倉京氏は話す。子どものいない夫婦で配偶者が亡くなり、遺言がない場合はトラブルになりやすく、遺産分割協議を進めるのに手間がかかる。協議がまとまらないと、亡くなった配偶者の預金を下ろすのにも相続人全員の同意が必要になる。妻が亡くなれば妻の親族に渡ることになるため、夫の親族ともめる原因になりやすい。「子どものいない妻は夫に遺言を書いてもらうべきだ」と板倉氏は強調する。遺言書に両親から贈与された財産がある場合は、夫の遺産を相続した妻が亡くなると、その財産の相続権は妻の両親や兄弟姉妹が持つ。例えば夫の生前、夫の両親から譲渡された株式や現金がある場合、相続後に

「贈与財産が問題に」特にやっかいなのは義理の両親から贈与された財産がある場合だ。夫の遺産を相続した妻が亡くなると、その財産の相続権は妻の両親や兄弟姉妹が持つ。例えば夫の生前、夫の両親から譲渡された株式や現金がある場合、相続後に

夫に依頼する相続準備

- ① 財産の一覧表を作る
預貯金、生命保険、株式や債券、不動産、借金などの財産を書き出す
- ② 戸籍謄本を集める
夫が産まれてから今までの戸籍謄本を集める
- ③ 今考えている財産の分割方法を紙に書く
- ④ 遺言書を作る

割以上を引き継ぐことが決まった。母は自宅と預貯金の一部を受け取ったが、2分の1の法定相続分を大幅に下回った。分割協議に敗れ、遺産を受け取らずに絶縁した兄弟もいたという。子どもがいても、いなくても相続のトラブルを避けるには遺言書が欠かせない。特に残される可能性が高い妻は夫が元気なうちに遺言書を作ってもらう必要がある。

まず「一覧表作成をただ元気な夫に遺言を書いておくというよりは、頼んでもうまくいかない場合が多い。税理士の飯塚美幸氏は「夫が軽い検査入院をしたときなど頃合いを見計らって、私も心配だからと持ちかけてみるのがポイント」と話す。

遺言書はどんな金融資産や不動産があるのかをできるだけ具体的に書き、遺産の分割方法を明確に記してもいい。加えて「最後に付け加える『付言』で本人の思いを十分に書くことも大切」と税理士の近藤伸一氏という。付言に法的な拘束力はないが、遺産の分け方を決めた思いを書けば遺言書の内容を納得できる場合が多いという。夫が遺言書を作る場合は、最低でも財産の一覧表を作ることや生前の戸籍謄本をすべて集めることを頼みたい。必ずしも遺産の分割協議には必要だが、本人でないし詳細が分かりにくい。事前に作っておくだけで協議の負担を軽くすることができる。

(川本和佳英)

相続トラブル防ぐ

くないという。相続でもめるのは子どものいない夫婦だけではない。二仲の良かった家族がこうなるのは「子どものいない妻は夫に遺言を書いてもらうべきだ」と板倉氏は強調する。遺言書に両親から贈与された財産がある場合は、夫の遺産を相続した妻が亡くなると、その財産の相続権は妻の両親や兄弟姉妹が持つ。例えば夫の生前、夫の両親から譲渡された株式や現金がある場合、相続後に

5人でBさんは次女、母(81)が5人への配分を考えれば丸く収まるはずだった。しかし夫を亡くした母は急に気弱になり、話をまとめると言い出したのが次男(58)だ。法定相続は妻が2分の1で、残りの2分の1が子ども5人の分。だが両親と同居していた次男は事業を継ぐことを理由に「財産はほとんど自分が相続する」と主張。ほかの兄弟との関係が悪化した。分割協議は被相続人の死後10カ月の相続税申告・納付期限を過ぎてしまうと、利子税が発生。負担増を嫌ったほかの4人が折れ、次男が7割以上を引き継ぐことが決まった。母は自宅と預貯金の一部を受け取ったが、2分の1の法定相続分を大幅に下回った。分割協議に敗れ、遺産を受け取らずに絶縁した兄弟もいたという。

子どもがいても、いなくても相続のトラブルを避けるには遺言書が欠かせない。特に残される可能性が高い妻は夫が元気なうちに遺言書を作ってもらう必要がある。

まず「一覧表作成をただ元気な夫に遺言を書いておくというよりは、頼んでもうまくいかない場合が多い。税理士の飯塚美幸氏は「夫が軽い検査入院をしたときなど頃合いを見計らって、私も心配だからと持ちかけてみるのがポイント」と話す。

遺言書はどんな金融資産や不動産があるのかをできるだけ具体的に書き、遺産の分割方法を明確に記してもいい。加えて「最後に付け加える『付言』で本人の思いを十分に書くことも大切」と税理士の近藤伸一氏という。付言に法的な拘束力はないが、遺産の分け方を決めた思いを書けば遺言書の内容を納得できる場合が多いという。夫が遺言書を作る場合は、最低でも財産の一覧表を作ることや生前の戸籍謄本をすべて集めることを頼みたい。必ずしも遺産の分割協議には必要だが、本人でないし詳細が分かりにくい。事前に作っておくだけで協議の負担を軽くすることができる。

(川本和佳英)